

## 千葉県1か月児健康診査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である生後1か月頃の乳児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定により実施する1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 健康診査の実施主体は千葉県とする。

### (実施対象)

第3条 健康診査の対象者は、標準的には、生後27日を超えて生後6週に達しない、千葉市内に住民票を有する乳児とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

### (健康診査の実施)

第4条 健康診査の実施については、市長が委託した医療機関等（以下「健診機関」という。）で行うものとする。

2 健康診査は1か月児健康診査受診票（様式第1号。以下「受診票」という。）を健診機関に提出することにより実施するものとする。なお、受診票については、3枚複写とし、それぞれ請求用、医療機関控用及び母子健康手帳貼付用とする。

3 健康診査の内容は、おおむね次の各号に掲げる項目について実施する。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態
- (3) 疾病及び異常の有無
- (4) 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- (5) ビタミンK<sub>2</sub>投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
- (6) 育児上問題となる事項

### (受診票の交付方法)

第5条 市長は、千葉県母子健康手帳取扱要領（以下「取扱要領」という。）第2条の規定に基づいて本冊及び別冊を交付された者へ、受診票を交付する。

2 市長は、取扱要領第3条第2項に規定する交付台帳の作成により、受診票交付の状況を明確にしておくものとする。

3 交付場所は、保健福祉センター健康課とする。

4 受診票を交付された者が転出する場合は、転入先の市町村に連絡するよう勧奨指導するものとする。

### (健康診査費用の助成)

第6条 市長は、健康診査1回につき、6,000円を上限として健診に要した費用の全額を助成するものとする。ただし、保険診療により実施した検査は、助成の対象外とする。

(費用の請求、診査、支払)

第7条 健診機関が健康診査を行った場合、これに要した費用(以下「健康診査料」という。)について、健康診査を実施した月の翌月10日まで(10日が閉庁日の場合は翌開庁日まで)に、千葉市1か月児健康診査請求書(様式第2号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、健康診査料の請求があった場合は、内容を審査し、健診機関に支払うものとする。

(健康診査後の指導)

第8条 健診機関は、健康診査の結果に基づき適切な指導(以下「事後指導」という。)を行うとともに、当該結果を母子健康手帳に記入する際は、保護者の同意を得るものとする。また、市長は、当該健診機関と連絡を密にして事後指導が円滑に行われるように配慮するものし、必要に応じて訪問指導を行う等適切な対応を取るものとする。ただし、医師の判断により継続した支援が必要でないと判断された場合はこの限りではない。

(市民への周知)

第9条 市長は、健康診査の円滑な実施を図るため、妊娠届出時及びその他母子保健サービス実施時において周知を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日以降に出生した児の健康診査について適用する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年度に限り、この要綱の施行の日前に既に妊娠の届出のあった者に受診票を交付することができる。

(準備行為)

3 この要綱の規定による受診票の交付その他この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。